

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法においては、障がいのある人の日常生活や社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保と地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。これは、障害者権利条約を踏まえて改正された障害者基本法の目的や基本原則に盛り込まれた、次の考え方を基本としています。

- ①全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- ②全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④社会参加の機会の確保
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥社会的障壁の除去

また、児童福祉法においては、平成28年の改正により、その理念が示されています。

- ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、障害者総合支援法、児童福祉法の考え方等を踏まえ、次に掲げる点に配慮した計画としています。

- ①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- ②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。
- ③地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現す

るため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

- ④地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

○地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

○上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

○ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

- ⑤障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、本人とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

- ⑥障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

⑦「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

⑧近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための情報共有の体制整備などを強化していきます。

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1)の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

- ①必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、委託相談支援事業所を中心として、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるよう、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障害者等に対する支援に関して、相談体制の充実を図ります。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学

校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ・強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい児に対する支援体制の充実
 - ・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

2 基本指針に基づく目標

基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適切であるとされています。

図表3-1 基本指針に基づく目標

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3か月後69%、6か月後86%、1年後92%（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行（項目の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）
⑤障害児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（新） ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）
⑥相談支援体制の充実・強化【新たな項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

3 本計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数65人のうち、4人（6.2%）が地域での生活に移行できるように努めます。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者数は令和元年度末施設入所者数65人から1人（1.5%）減少した64人とします。

図表 3-2 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和元年度末の 施設入所者数	65人	令和5年度末までの地域生活移行者数	4人（6.2%）	6%以上
		令和5年度末時点の施設入所削減者数	1人（1.5%）	1.6%以上
		令和5年度末時点の施設入所者数	64人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〇市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

小牧市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、小牧市障害者自立支援協議会を活用しており、今後も同協議会において協議していくこととします。

図表 3-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標数値

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

市内において、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）を行っています。その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

図表 3-4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1 か所	令和5年度末までに1つ以上確保	1 か所	1 か所以上
		運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上運用状況を検証・検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労への移行者数は全体では32人とすることを目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表3-5の通りとします。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めます。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針により、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めます。

図表 3-5 福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和元年度の一般就労移行者数		令和5年度の一般就労移行者数		令和5年度の一般就労移行者数
全体	25人	全体	32人 (1.28倍)	全体：1.27倍
就労移行支援	16人	就労移行支援	21人 (1.31倍)	就労移行支援：1.30倍
就労継続支援A型	5人	就労継続支援A型	7人 (1.40倍)	就労継続支援A型：1.26倍
就労継続支援B型	3人	就労継続支援B型	4人 (1.33倍)	就労継続支援B型：1.23倍
自立訓練	1人			

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を22人以上、70%以上とすることを目標とします。

図表 3-6 就労定着支援事業の利用者

数値目標		(参考) 基本指針
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者・割合	22人以上 70%以上	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所については、就労定着率が80%以上の事業所を100%とすることを目標とします。

図表 3-7 就労定着支援事業の就労定着率

数値目標		(参考) 基本指針
就労定着率が80%以上の事業所の割合	100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

(注) 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内にはすでに民間事業者による児童発達支援センターと保育所等訪問支援事業所が1か所あります。引き続き提供体制が確保できるように支援を進めていきます。

今後も、市・あさひ学園・保健センター等、関係機関と連携して、重層的な障害児通所支援の体制を構築します。

図表 3-8 児童発達支援センターの設置

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和2年度における児童発達支援センター	1か所	令和5年度末の設置数	1か所	令和5年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上設置

図表 3-9 保育所等訪問支援の事業所数

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和2年度の保育所等訪問支援の事業所数	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	令和5年度末までに、市町村において利用できる体制を構築

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内にはすでに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所があり、民間事業者が運営しています。国の基本指針にあげられている「令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保」という成果目標を確保できるよう引き続き、情報共有等を行っていきます。

今後は、市・あさひ学園・保健センター等、関係機関と連携して、重症心身障害児の地域の支援体制の充実を図ります。

図表3-10 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
令和2年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	令和5年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも差し支えない
令和2年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	令和5年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも差し支えない

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

小牧市における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用していきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和2年度から配置していきます。

図表3-11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		数値目標		(参考) 基本指針
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和5年度末の協議の場	設置	令和5年度末までに協議の場を設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での確保でも差し支えない
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末のコーディネーター配置数	1人	令和5年度末までに配置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での確保でも差し支えない

(6) 相談支援体制の充実・強化等

委託相談支援事業所を中心として、総合的・専門的な相談支援を行います。また、地域共生社会の実現のため、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が重要であるため、既存の相談支援等の取り組みや地域資源を生かしながら、「相談支援（断らない相談支援体制）」、「地域づくりに受けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を進めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、小牧市障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。